

第 7 期小浜市障がい福祉計画および第 3 期小浜市障がい児福祉計画（案）  
 に関する市民パブリックコメント意見募集の結果

令和 6 年 3 月 1 1 日  
 小浜市 民生部 高齢・障がい者元気支援課

- 意見の募集期間 令和 6 年 1 月 1 5 日～ 2 月 2 日
- 意見数 提出者 9 名（提出意見のべ 2 7 件）

【提出された意見の概要および市の考え方】

●福祉施設から地域生活への移行に関する意見（P 1 2）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>障がいをもった人を支える家族の高齢化に伴い、今後          も施設への入所者が多くなると思う。施設を希望する理          由としては、障がいに応じてきめ細かな対応が行われる          からだと思う。</p> <p>数人で一緒に暮らすグループホームを円滑に運営す          るためには、入居者の暮らしを支える職員の存在が非常          に重要になってくる。食事や入浴、洗濯等日常生活に関          すること、所持金の管理、一緒に暮らす人々とのトラブ          ル対応、夜間のサポートなど専門的なスタッフが相当数          必要になってくる。グループホームの整備を推進するあ          たり、「住まい」としての建物の整備とあわせて、専門的</p>	<p>本計画では、国の基本指針に基づきまして福祉施設か          ら地域生活への移行を目標に掲げており、本計画の P 1          3 に記載のとおり、福祉人材の確保や地域生活支援拠点          の整備など地域生活を支える体制の強化に努めていきま          す。</p>

	なスタッフの育成、確保にどのように取り組むかしっかり考えることが必須である。	
--	--	--

●地域生活拠点等が有する機能の充実に関する意見（P15）

2	冠婚葬祭、保護者がケガや病気の際にサポートしてくれるところを作ってほしい。 障がい児版ファミリーサポートがあると助かる。	嶺南5市町（小浜市・美浜町・若狭町・おおい町・高浜町）が共同して、障がい者の地域生活を支援する機能を担う面的な整備をしており、障がい福祉サービス事業者等と連携して、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能も有しております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
3	突然のときや、通夜や葬儀のときなどに預かり先があるとありがたい。	番号2の意見に対する市の考え方と同様です。
4	家庭の事情で緊急受け入れができる施設、病院を契約できるように（カルテのない子どもでもなんらかの契約をして受け入れを）。	番号2の意見に対する市の考え方と同様です。

●福祉施設から一般就労への移行等に関する意見（P16）

5	一般就労した後、「そこで働き続けることができるために」という内容にも踏み込んでどうか。 就労後、「実際に働く中で」また「障がいがあるが故に運転免許が取れず通勤が辛くなるなど働く以外の部分で」働き続けることの難しさがでてくると思う。	本計画のP26に記載のとおり、一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう、企業等への障がい者雇用への理解を進めていき、働きやすい職場環境を整備するなど、定着に向けた支援の充実を図っていきます。
---	--	---

●障がい福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築に関する意見（P 2 1）

6	<p>障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みとして、「障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者が真に必要とするサービスが提供できているのか検証を行います」とあるが、どのように検証するのか。</p> <p>また、状況を把握し、検証を行うための目標が「職員の研修参加」と設定されており、窓口業務の質を向上させる目的であればわからなくもないが、障がい福祉サービス等の質を向上させるのであれば、小浜市としてサービス提供事業所側へ質を向上させるための働きかけが必要でないか。</p>	<p>障がい者等が真に必要とするサービスの検証について、自立支援審査支払等システムを活用することで、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とするサービス等が提供できているのか検証を行います。</p> <p>また、本項目に掲げております「職員の研修参加」という目標につきましては、国が示す基本指針のうち、障がい福祉サービス等の質を向上させる取組みに関する事項に基づき設定しております。</p> <p>ご意見をいただきました、障がい福祉サービス等の質を向上させるための、サービス提供事業所側への働きかけについては、県と連携しながら人材養成等の推進に努めていきたいと考えています。</p>
7	<p>福祉に携わる職員はもう少し勉強してほしい。また、よくわかっている職員が誰かおり、数年に一度等長いスパンで異動するなどして、あまり変わらないでほしい。</p> <p>分からない人ばかりで、言うことが人によって違ったり、たらい回しのようになったりすることがある。</p>	<p>本計画のP 2 1に記載のとおり、県等が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加するなどし、福祉に携わる職員の知識向上やスキルアップに努めていきます。</p>

●日中活動系サービスに関する意見（P 2 5）

8	<p>自立訓練（機能訓練）の確保、就労定着支援の推進とある。今ない資源があるということは大変ありがたいことだが、実際ニーズとして求められているなどの調査は</p>	<p>自立訓練（機能訓練）の障がい福祉サービスが今すぐに必要であるという具体的な要望は聞いてはいないが、多様化するニーズに応えられるよう提供体制の確保に努め</p>
---	---	--

	<p>されているのか。</p> <p>また、自立訓練（生活訓練）を提供する事業所は嶺南にはないが、利用実績があるということは、地域外の事業所を利用していると受け取れる。実績からするとこちらの方がまだニーズがあるのではと見て取れた。</p>	<p>ていくこととしています。</p> <p>また、ご意見のとおり、自立訓練（生活訓練）を提供する事業所は市内にはないため、市外の事業所を利用していることから、引き続き、ニーズに合った見込量を確保するため、市内および近隣市町のサービス事業者と連携を図っていきます。</p>
--	---	--

●地域生活支援事業（必須事業）に関する意見（P29）

9	<p>日常生活用具の対象者「3歳以上」「小学生以上」とされている理由はなぜか。例えば、電気式たん吸引器は「小学生以上で3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる方」「小学生以上で呼吸機能に障がいがある方」とされている。3歳以下でも気管切開をすればたんの吸引をしなければいけないので、電気式たん吸引器は必要になる。年齢は関係なく、障がいの程度で必要な人が必要なときに給付が受けられるようにしてほしい。</p>	<p>日常生活用具の支給対象品目や対象者の範囲については、近隣自治体と要綱の整合を図り、地域格差が発生しないように適宜見直しを行っております。今後も支給対象や品目などについて他市町との調整を行い、サービス提供を実施します。</p>
---	---	---

●地域生活支援事業（任意事業）に関する意見（P33）

10	<p>心身障がい児の入浴サービスを充実させてほしい。</p>	<p>訪問入浴サービス事業として、移動入浴車により対象者の家庭等を訪問し、入浴、清拭および洗髪等の介助を行っており、引き続き、障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進していきます。</p>
11	<p>お風呂に入れてくれるところが近くにあるとよい。ま</p>	<p>番号10の意見に対する市の考え方と同様です。</p>

	たは訪問入浴をせめて週に2回にしてほしい。	
--	-----------------------	--

●障がい児支援の提供体制の整備等に関する意見（P36）

12	<p>障がい福祉サービス支給決定者数や支給決定率の推移の18歳未満を見てわかる通り、明らかに増えてきている。しかし、障がいのある子を預ける施設が増えていない。放課後等デイサービス（以下、「放デイ」という。）や日中預かりにしても施設を増やしていかないとパンクすると思う。</p> <p>成果目標で目標値が設置済になっているが、そこで終わってしまっただけでは需要が益々増えていくのに供給が追いついていかなくなる。施設を増やしてほしい。</p>	<p>小浜市における手帳所持者数の推移の中でも療育手帳の取得率が増えてきており、今後障がい福祉サービスを利用したい人は増えてくると考えられます。</p> <p>このような中で、放デイの提供体制の確保は小浜市でも喫緊の課題と捉えており、市内での新規開設を働きかけるとともに、日中一時支援事業等のニーズに合った見込量の確保のため、障がい者団体や市内および近隣自治体のサービス事業者と連携し、サービスの提供を推進していきます。</p>
13	<p>医療的ケア児が利用できる施設が少ない。看護師がいる児童発達支援センター、放デイは小浜市内に1事業所のみで選択肢がない。入所施設も医療的ケアがあると使える施設が限られてくる。事業所の都合により利用できない日があっても、他に預けられる施設がないので家でみるしかない。看護師が配置されている施設を増やしてほしい。</p>	<p>嶺南地域の医療的ケア児等コーディネーターや行政で構成する嶺南医療的ケア児等コーディネーター連絡会において、医療的ケア児の支援体制に関する地域課題や情報交換、保護者懇談会等を行っており、実情や課題を踏まえ、医療的ケア児を含む重症心身障がい児を支援する事業所の確保に努めていきます。</p>

●障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）に関する意見（P39）

14	<p>普段、放デイを利用しており、市内で運営していた放デイ事業所が3カ所から2カ所に減少したことで、利用日数が制限されて困っている。今回、事業所が突然閉所</p>	<p>ご意見のとおり、小浜市では放デイの提供体制については喫緊の課題として捉えており、サービス提供体制の確保のための取組みについて本計画に追記させていただ</p>
----	---	---

することになり、放デイの制度に危機感を抱くようになり、放デイ施設が増えることを望んでいる。

現在運営している事業所では長期休暇や振替休校時の開所時間が10時からと遅く、働く身としては不満が残る内容。障がい児を預かってもらえないからといって働けない人が増えれば、小浜市内のマンパワーの不足にもつながるため、小浜市にもSDGsの基本理念にもある「誰一人取り残されない」社会を実現していただきたい。

放デイ存続のネックになっているのは送迎時の人員の問題だと聞いている。曜日ごとに利用できる学校の生徒を割り当て、学校のスペースを借りて療育を行えば何カ所にも送迎に行く必要がなくなる。放デイ事業所職員や利用者の負担を減らすためには学校の協力も必要になってくるのではないか。地域も学校も巻き込んだ対策を立てていかないと今後また放デイ事業所が閉所に追い込まれたときに早期の対応ができない。

地域を巻き込んだ方法として、育児を手伝いたい人と育児を手伝ってほしい人が登録するファミリーサポート事業の障がい児版を立ち上げ、障がい児を育てた経験のある人や講習を受けた人が登録して皆で支え合うこともひとつの手法だと思う。ファミリーサポート事業を活用することにより、放デイ事業所にも余力ができ、そうした社会の構造ができると発達障がいへの理解もよ

きます。

また、施設の定員数より希望者数が上回っている状態については、既存事業所にご協力をいただきまして、定員数を増やし、利用者に放課後児童クラブや日中一時支援などのサービスとの併用をお願いしているところです。引き続き、市内での新規事業者による開設を働きかけるとともに、いただきましたご意見につきましては、今後の具体的な取組みの中で参考とさせていただきます。

	<p>り深まるのではないか。療育を受けたい親は皆子どもを助けてほしいと考えている。育てにくさに不安を感じ、子どもの将来を案じて、専門家に助けを求めている。</p> <p>ファミリーサポート事業登録者は専門家ではないが、障がい児を育てた経験のある人のアドバイスは専門家とは違った観点でとても参考になり、発達障がいの子どものサポートする担い手になり得るのではないか。日々の子育ての大変さを共感してくれる存在であることからとても心強い。これはペアレントメンターの基本理念にも通じることから、ペアレントメンターに協力してもらえば新しい形のサポートにつながるかもしれない。</p>	
15	<p>放デイについては、完全に供給より需要が上回っており、切迫した課題と認識している。嶺南圏域でも、人口比率に対して事業所数が少ない。単なる人手不足だけでなく、なぜ事業所数が少ないのか等、市として調査し、一般的な企業誘致のように、事業を始めやすくする支援を検討していく必要があるのではないかと思う。すぐに結果が出る課題ではないのは重々承知の上で、「確保に努めます」だけでなく、「確保のための具体的な支援策を実施していきます」くらい記載してほしい。</p> <p>実動として、例えば、放デイの事業所開設に少しでも関心が持てる企業向けの説明会など。既存の障がい福祉サービス事業所については、協議会を通じて、また各々で人材確保に努めていることと思う。しかしながら、サ</p>	番号14の意見に対する市の考え方と同様です。

	<p>一バス提供の確保のためには、既存事業所への支援とともに、既存事業所の力をかりながら新規事業所の支援の構築が必要だと思う。</p>	
16	<p>何を重点的にやらなければいけないかがピックアップされておらず、計画の優先順位がよく分からない。 今、放デイなどが不足しており、多少なり改善策があがっているが、4月から働きに出られない人も出てきてしまうのではないかと不安である。</p>	<p>本計画では、網羅的に施策の推進に取り組むこととしています。 放デイの不足については、番号14の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
17	<p>子の成長とともに親の負担が軽くなる健常者とは違い、障がい児や医療的ケア児の育児は年齢では区切れない。症状の悪化で負担が増すこともある。 また、嶺南西特別支援学校は開始時間が9時と通常の学校より遅いため、通常の勤務時間では両立できない。障がい児、医療的ケア児の親の仕事と育児の両立を応援してほしい。</p>	<p>障がい児や医療的ケア児の保護者が仕事と育児が両立できるよう、希望通りに放デイ等のサービスを利用できる提供体制の確保や医療的ケア児の受け入れ体制の整備に努めていきます。</p>
18	<p>学校からの下校時間（特にバスの時間）により、通所サービス、訪問サービスが使えない。</p>	<p>通所サービスである放デイを利用される場合、事業所から学校への迎えの時間の都合によりサービスが使えない懸念がありましたが、各学校に協力を依頼することにより、サービスが使えない状況がないように対応しております。 また、訪問サービスにつきましても、計画相談事業者やサービス事業者と連携を図り、必要なサービスが利用できる体制の確保に努めていきます。</p>



●その他の意見

19	<p>近隣地域の計画には SDGs との関連性が記載されておらず、SDGs の理念である「誰一人取り残されない」を組み込んでほしい。</p>	<p>本計画は、本市のまちづくりの基本計画である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具現化する分野別計画であり、SDGs の理念を踏まえましたこれらの計画と整合性を図りながら推進していきます。</p>
20	<p>環境が整っていれば働きたいと思っている親がおり、苦勞している人が多い中、マンパワーの確保にもつながると思う。家庭で抱えずに、社会やサービスで抱えていけることが理想的な社会づくりになると思う。</p>	<p>本市における、障がいのある人のための基本的な計画である小浜市障がい者計画では、「だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現」を基本理念としています。この基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることのない地域共生社会の実現を目指しています。</p>
21	<p>市の施設にユニバーサルシート（ユニバーサルベッド）を設置してほしい。健康管理センターが新築されたが、ベビーシートしか設置されていない。下肢や体幹に障がいがありトイレも介助が必要な子どもは、ベビーサイズを卒業するとベビーシートが使えない（身長や体重制限が設置されている）ため、外出先でのトイレに困る。福祉関係の課が集合しており行く機会も多いので、とても残念に思った。</p> <p>また、健康管理センターに限らず公立小浜病院に行く機会も多いので設置をお願いしたい。</p>	<p>ご意見として今後の参考とさせていただき、引き続き、ユニバーサルデザインを公共施設に取り入れることで、障がいのある人が安全、快適に利用できるような配慮を推進していきます。</p>
22	<p>子どもを見てくれるヘルパーが増え、時間帯も朝や夕</p>	<p>本計画において、福祉人材の確保に努めるとともに地</p>

	方から夜にもっと増えるとありがたい。	域生活支援拠点を整備するなど、地域生活を支える体制の強化に努めることとしております。
2 3	車のシート、座位を保つもの、座位保持装置のようにもう少し上限額をだしてほしい。	補装具は厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものであり、厚生労働省告示で示された種類、名称、型式、基本構造、上限額等に基づいて補装具費の支給をしております。
2 4	たくさんの病院などに受診していることから、病院や受診する科ごとに一から説明することがストレスである。共通のノートがあれば病院に頼みやすい。	いただきましたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。
2 5	障がいのある家族が早期に障がいへの理解、社会参加、つながりや療育が受けられると考え方や過ごし方が変わり、負担が減ると思う。	小浜市では、障がいに関する相談窓口や手帳の申請方法を掲載している「障がい者（児）福祉のてびき」を発行しており、情報不足や理解不足により障がい者が不利益を受けないよう、引き続き、てびきの充実および周知を図るとともに必要な情報の提供に努めていきます。 また、発達に気がかりな子どもの子育てについて、保護者が集う「ちち☆ははサポートクラブ」を開催しています。発達障がいの子を育てた経験のある保護者から体験を聞いたり、自由に情報交換ができたりすることから、今後はより多くの人に広報できるように努めていきます。
2 6	近所の友達と一緒に1番近く1番望む保育園や学校に通わせてあげられない状況はインクルーシブ教育ではないのではないか。保育園や学校など必要な場所に必	障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長

	要な人の配置をしてほしい。	できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。
27	なぜ、支援学校の子どもが放課後児童クラブを利用できないのか。放課後児童クラブに必要な加配をつければよいのではないか。	放課後児童クラブでは、利用を希望するすべての児童を受け入れることとしており、特別支援学校の児童が利用される場合には、関係する部署や機関との連携を取り、受け入れに向けて調整を行っていくこととしていますが、現状、放課後児童支援員（以下、「支援員」という。）の人材確保に苦慮しており、特に配慮を必要とする子どもを安全に受け入れる体制を整えるため、支援員の人材確保に努めるとともに、知識向上やスキルアップへの取り組みを推進していきます。